

令和 8 年度鶴田町ごみ処理実施計画

1 目的

本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 4 5 年法律第 1 3 7 号）第 6 条第 1 項の規定に基づき、令和 8 年度におけるごみの処理に関する計画を定めるものである。

2 計画区域

本計画の対象区域は鶴田町内全域とする。

3 計画期間

本計画の期間は、令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日までとする。

4 処理計画

（1） 収集運搬

① 分別区分、収集方法及び収集・処理計画量

一般廃棄物の種類及び分別区分		収集運搬	収集・処理 計 画 量	収集回数	収集方法	中間処理	最終処分
家 庭 系	可燃ごみ	委託業者	1, 6 2 0 t	週 2 回	ごみステーションに分別して排出されたものについて指定日に収集	つがる西北五広域連合西部クリーンセンター	民間業者
	不燃ごみ		1 1 0 t	月 1 回		民間業者	民間業者
	空き缶		5 0 t	月 2 回		民間業者	
	空きビン		7 0 t	月 2 回		民間業者	
	ペットボトル		4 0 t	月 2 回		民間業者	
	プラスチック類		1 3 0 t	月 2 回		民間業者	
	小型家電		3 0 t	月 1 回		民間業者	
	古紙類		1 0 0 t	月 1 回		民間業者	
	粗大ごみ	拠点回収	3 0 t	—	持込	民間業者	
事業系	可燃ごみ	許可業者	6 5 0 t	事業者と許可業者との契約による		つがる西北五広域連合西部クリーンセンター	民間業者

② 収集時間及び収集日

午前8時から町内を4地区に分けた各ごみステーションを各曜日に収集する。

4地区の収集曜日は、「令和7年度ごみ収集カレンダー」に記載のとおり。

(2) 中間処理

施設名	つがる西北五広域連合 西部クリーンセンター
所在地	青森県つがる市稲垣町繁田白簾1番地1
処理廃棄物	可燃ごみ、可燃性粗大ごみ
処理方法及び処理能力	全連続燃焼式ストーカー炉 75t×2炉/24h
計画搬入量	2,420t
残渣の処分方法	埋立処分

(3) 最終処分①

施設名	鶴田町不燃物埋立処分場
所在地	青森県弘前市大字十面沢字轡597番地
処分される廃棄物の種類	中間処理後の不燃性残渣
埋立地の管理	委託
全体容積	38,880m ³
残余容量	3,967m ³ (令和7年11月現在)
計画埋立量	5t未満
埋立開始年	平成3年

最終処分②

施設名	エコシステム花岡株式会社 最終処分場
所在地	第1最終処分場 秋田県大館市花岡町字堤沢69番地 第2最終処分場 秋田県大館市花岡町字滝ノ沢82番地1
処分される廃棄物の種類	中間処理後の不燃性残渣
埋立地の管理	エコシステム花岡株式会社
全体容積	第2最終処分場 1,083,954m ³
残余容量	第2最終処分場 1,053,110m ³ (令和7年3月現在)
計画埋立量	焼却灰280t、不燃残渣20t、廃プラ類160t
埋立開始年	令和3年

(4) 再資源化

一般廃棄物の種類	再資源化の方法	計画再資源化量
空き缶	民間業者にてスチールとアルミに分別・圧縮し、再資源化業者へ売却。	50 t
空きビン	民間業者にて無色ガラス、茶色ガラス、その他ガラスに分別し、財団法人日本容器包装リサイクル協会へ処理委託。	80 t
ペットボトル	民間業者にて圧縮・梱包し、財団法人日本容器包装リサイクル協会へ処理委託。	40 t
プラスチック類	民間業者にて手選別、圧縮・梱包し再資源化業者へ処理委託。	160 t
古紙類	再資源化業者へ売却	100 t
小型家電・金属類	民間業者にて手選別で仕分けし、認定事業者へ引き渡し処理。	50 t
不燃残渣	民間業者にて手選別で仕分けし、再資源化業者へ処理委託。	20 t
粗大ごみ	民間業者にて、破碎処理し、鉄・非鉄は再資源化業者へ売却。プラスチック、可燃残渣は再資源化業者へ処理委託。	30 t

5 一般廃棄物の排出抑制計画

(1) 環境教育・啓発活動の充実

ごみ減量化に関する社会意識を育むため、学校や地域社会の場において、副読本の活用やごみ処理施設の見学を実施し環境教育に積極的に取り組む。

(2) 事業者に対する減量化指導の徹底

事業系ごみの多量排出事業者については、減量計画書の提出を義務づけ、廃棄物の計画的な減量・資源化について指導する。

6 関係市町村との協力による適正な処理の促進

本町及び他市町村の間での一般廃棄物の移動については、関係市町村における一般廃棄物処理計画の調和が保たれていることが必要であることから、このための調整等に必要の事務手続きを行い、本町と当該関係市町村のそれぞれの一般廃棄物処理基本計画の整合が図られた場合のみこれを認めるものとする。

7 災害時に発生するごみ

必要に応じて鶴田町地域防災計画に基づき適正処理を行うものとする。